

日程第二十

陳情第五十八—三三

軍人軍属に係る恩給法の改正に関する陳情書

(審査報告)

日程第二十一

陳情第五十八—十四号 歩道橋設置に関する陳情書

日程第二十二

陳情第五十八—十五号 医療保険制度の改善に反対し、厚生行政をただ

計日野集三

難案第六十六号 衛生市の一野集三の陳情書

日程第二十三

陳情第五十八—十六号 衛生市の陳情書

日程第二十四

難案第六十七号 衛生市の陳情書

計日野集一

難案第六十八号 衛生市の陳情書

日程第二十五

陳情第五十八—十七号 医療保険制度の改正に関する陳情書

日程第二十六

陳情第五十八—十八号 衛生市の陳情書

日程第二十七

難案第六十九号 衛生市の陳情書

○ 午前十時一分 開会・開議

○ 議長(田村市郎君) ただいまから昭和五十八年第四回福生

市議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

○ 議長(田村市郎君) 日程第一 会議録署名議員の指名を
行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第百三十二条の規

定により、議長において

十番 木村徳藏君

十一番 原敏子君

十二番 遠藤洋一君

以上三名を指名いたします。

○議長(田村市郎君) この際報告事項がありますので、事務局長をして諸般の報告をいたさせます。

(本林田議会事務局局長報告)

一、昭和五十八年第四回福生市議会定例会の招集について

(別添参照)

二、議案の送付について(別添参照)

三、請願・陳情の受理について(別添参照)

四、意見書の受理について(別添参照)

五、議案説明員の出席要求について(別添参照)

六、昭和五十八年八月分例月出納検査の結果について(別添参照)

七、昭和五十八年九月分例月出納検査の結果について(別添参照)

八、昭和五十八年十月分例月出納検査の結果について(別添参照)

九、定期監査の結果報告について(別添参照)

○議長(田村市郎君) 以上で報告は終わりました。

○議長(田村市郎君) 日程第二 会期の決定を議題といたします。

今次定例会の会期については、議会運営委員会において検討されており、委員長から報告を願います。

(議会運営委員長 宮沢良一君登壇)

○議会運営委員長(宮沢良一君) 御指名をいただきましたので、去る十一月三十日に開催いたしました議会運営委員会の結果について報告いたします。

まず、日程についてありますが、今定例会に提案される議案は、市長から送付された議案十六件と、他に議長において受理した議案が八件あり、合計二十四件であります。また、一般質問については、五名の議員から予定時間六時間十分の通告を受けております。

日程の編成順序については、慣例に従い、お手元に御配付の日程表のとおり編成いたしました。

次に、議案の取り扱いであります。ほとんどの議案についてお手元の付託表のとおり各委員会に付託いたしますが、特に、日程第十一の昭和五十七年度一般会計決算については、特別委員会を設置して審査することとして、議会運営委員会では決定いたしております。

なお、日程第四の専決処分承認について、日程第二十の旧軍人軍^{軍属}の恩給に関する意見書については、慎重に審査の上、即決をお願いすることといたしました。

次に、会期についてであります。諸般の事情を検討した結果、十二月二十日を最終日とする十三日間とし、お手元に配付した会期を設定いたしました。

また、全員協議会についてであります。理事者側から一件、議会側として二件の計三件について予定がありますので、本日の一般質問終了後に開催することといたしました。

以上でございますが、今定例会が円滑に運営されますよう

う議員各位の協力をお願いし、報告いたします。

○議長（田村市郎君） 以上で委員長の報告は終わりました。お諮りいたします。

会期につきましては、ただいま委員長から報告されたとおり、十二月八日から十二月二十日までの十三日間と決定したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（田村市郎君） 御異議なしと認めます。よって会期は十三日間と決定いたしました。

○議長（田村市郎君） 日程第三 一般質問を行います。

一般質問については、すでに通告されておりますので、通告の順に従い発言を許します。二十番 指田保雄君。

（二十番 指田保雄君登壇）

○二十番（指田保雄君） お許しをいただきましたので、さきに通告い



たしました事柄について質問を行います。

まず、行政機構についてありますが、言いかえれば行政組織であります。私の記憶では、五十三年部制が充足し、組織の充実が図られたわけですが、その後今日まで必要に応じて施設課、厚生課及び教育委員会に指導室等が設置されてきたところであります。基本的には、市民サービス向上は大前提であると考えておりますし、とともに、そこで働く人たちが生き生きと働ける組織でなければならぬと考えております。

五十三年の大改正以来すでに五年を経過し、そろそろ全面的にこの組織を見直すときではないだろうか、このように考えておりますが、理事者のお考えをお聞きしたいと思います。

次に、公用車についてありますが、庁用バスが購入以來十年を経過し、走行キロ数も十二万キロを超えており、現在、老朽化が進んでおります。

実施計画とおり来年度買いかえるのかどうかお考えをお聞きしたいと思います。

とともに、各部課で車両の過不足はないのか。たとえば、衛生課では一台の車両を、言ってみれば非常に清潔度が要求される保健衛生センターで使用し、また片一方では、非常に非衛生的な場所へ出かける用事が多い清掃係が使用するというような使われ方がされているわけです。車両の運用面では支障がないという答弁ですが、使用目的のギャップは余りにも大きいのではないかとこのように考えるわけでございます。

車両運用について基本的な考え方を聞きして、登壇による質問いたします。

(市長 田村匡雄君登壇)

市長(田村市郎君) 指田議員さんの一般質問に対してお答えいたします。

最初の機構改革でございますが、効率的市民サービスに徹

した組織づくりをということについてでございますが、私も同感でございます。

御案内のとおり、現在の市の行政組織は、昭和五十七年四月からのもので、向こう三カ年を見通し、組織化されたものでございます。しかし、その後、市民要望の複雑化、多様化を初めとする行政需要が変化しておりますので、来年十月を目途に現行の組織の見直しを実施してまいりたいと考えております。そこで、御指摘の点につきましても、その中で検討させていただきます。と思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、庁用バスの購入についてでございますが、御指摘のとおり、昭和四十八年に購入して、すでに十年を経過しております。また、走行距離も十二万キロを超え、相当老朽化しておりますので、実施計画にも盛り込んでございますように、昭和五十九年度に計画どおり買いかえをいたしたいと思っておりますので、その節はよろしく御協力をお願いしたいと思います。

次に、公用車の件でございますが、市民要望の多様化に伴い、各部課における公用車の利用状況も異なり、その上、利用度も最近、とみに高くなっていることは、御指摘のとおりでございます。

現在のところ、当市といたしましては、購入の基準として、特殊なものを除いて、原則として新規購入は行わないので、五年の耐用年数が過ぎた車の買いかえを行っております。また、管理については、各部課の責任においてその管理を任せている状態でございます。

しかしながら、この方法にも長所、短所があるかと思っておりますので、今後、実態をよく把握し、財政面も考慮し、購入、管理等について検討を重ねてまいりたいと考えておりますので、よろしく願います。

○二十番（指田保雄君）まったくわかりやすく御答弁をいただいたのでよくわかりました。

車を買おうと、バスも買うということでございますので、また購入しますと、大きなものでございますので、十年ぐらいいは買いかえがでないんじゃないかとこのように考えますので、なるべくいい車を買っていたきたいと思えます。やはり大ぜいの市民の方が利用するわけですから、せっかく施設めぐり等に行きまして、施設もよくわかった、行政もよくわかった、しかし行き歸りにすごく疲れてしまったと、こういうことじゃ申しわけないと思いますし、ひとつ、なるべくいい車を買っていただきたいと思えます。

それから、行政組織についてであります。基本的には三年を目途に考えているんだとこういうことでございしますが、市長の答弁の中にも、行政需要の変化という言葉かたびたひ出てきたわけでございますが、昔は、十年一昔、こういったわけです。しかし、現在はもう社会のスピード、変化の早さ、そういったことから三年一昔、このように言われているわけです。です

から、一昔たって変えるというのでは、少し対応の仕方がおくれてくる面も出てくるんじゃないかとこういうことも考えられるわけです。いずれにしても、来年十一月に実施をするということでございますので、それはそれで結構なことだと了解いたしますが、今後の考え方として、たとえば実施計画は毎年ローリングをして見直しをしているわけでございます。そういった面から、組織検討委員会、そういったものを常設して、いつでも対応できるようにな態勢をとっていくとか、または、その若い職員がたくさんいるわけです。そういった人たちにいろいろな研究をさせるとか、そういった組織が有効に機能するように、また、働く人たちが希望が出てくるように、そういったような対応をしていただきたいとこのように要望いたしました。一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（田村市郎君）次に、八番 石川 保君。

（八番 石川 保君登壇）

○八番（石川 保君） 私は、会議規則第八十六條の規定により、市民クラブを代表しまして質問を行います。

私の質問事項は次の点であります。

まず第一に、シルバー人材センター高齢者事業団の育成について、第二に、私立幼稚園児保護者の負担軽減補助金の増額等について、第三に、熊牛緑地（中央図書館裏山公園）の環境整備について、以上の三点であります。

まず第一に、シルバー人材センター福生市高齢者事業団の育成について御質問を行います。

人生八十年時代がやってまいりました。厚生省がことし七月二日発表しました昭和五十七年簡易生命表によりますと、わが国の男の平均寿命は七十四、二二歳、女は八十歳目前の七十九、六六歳であることが明らかになりました。特に、女の平均寿命が五十八年には八十歳を突破することがほぼ確実になりました。男女ともアイスランドと並ぶ世界最高長寿国で、

終戦直後の昭和二十二年にやっと五十歳を超えたことを考えますと、戦後の栄養状態の改善と医学の進歩の恩恵がいかに大きいかわかります。

しかし、その一方では、社会の高齢化は一段と進み、老年時代のあり方が厳しく問われております。総理府の発表によりますと、六十五歳以上の高齢者は、ただいま千六百六十六万人で、このお年寄り人口は世界一のペースでふえ続け、二十年後には、文句なく世界でトップになると言われております。

そこで、福生市の人口増加の傾向を見ますと、昭和五十八年一月一日現在、人口四万九千五百六十三人に対し六十歳以上は四千三百八十人であり、人口構成比は八、八四％、さらに昭和五十七年一月一日から五十八年一月一日の一年間の人口増加は四百七十七人、そのうち六十歳以上の高齢者の増加は二百十九人で、全市の人口増加に対し四五、九％で、高齢者の増加の数値が非常に高いことを示しております。

ちなみに、ゼロ歳から九歳までの乳幼児の人口は、五十六年より五十七年、五十七年より五十八年と年々減少の傾向にあります。

また、労働省がまとめたことしの労働白書でも、就業の高齢化急ピッチが大きな特徴として挙げられております。まさに高齢者大国日本であります。

日本の場合は、三人に一人が仕事をしたいという希望を持っております。

労働省の高齢化社会に関するプロジェクトチームは、このほど高齢化社会における労働政策のあり方についての報告をまとめております。それによりますと、今後、六十五歳までの雇用延長制度の一般化を進めるとしており、そのための対策として、高齢者向けの適職を開発するシルバー人材センターを法制化することを提言しております。

このような状況の中で、わが福生市高齢者事業団は昭

和五十四年十一月二十一日設立されました。現在会員は三百五十名余りであります。

申すまでもなく、高齢者事業団は、高齢化社会が急速に進む中で、就職は望まないが、何らかの収入を得たい、社会に役立つ仕事をしたいという健康で働く意欲のある高齢者がふえています。このため、これまでの経験、技能を生かし、高齢者の能力、体力にふさわしい仕事を行う新しい働く組織であります。昭和五十五年には国がシルバー人材センターとして取り上げ、これに伴い高齢者事業団はシルバー人材センターとして模範がえいたしました。センターは会員自らの努力により、国、都、市や地域団体、住民の協力を得ながら自主的、主体的に運営しております。

五十七年度福生市高齢者事業団の実績を見ますと、会員三百十八名、平均年齢六十八歳、受託件数千三百六十三件、契約金額七千六百万円であります。五十八年度当初予算は、一般会計一億二百六十四万二千円で、収入のうち国、都、市から

の補助金は千九百七十五万六千円であります。補助金の内訳は、国が八百三十万円、四二%でございます。都が六百七十一万円、三〇%、市が五百三十八万五千円、二七%であります。また、借入金として都振興財団から二百八十万円、市から三百万円、計五百八十万円が計上され、運転資金となっております。専従職員は定員五名であります。

社会福祉の目標達成のためには、心身障害者問題、母子家庭問題等重要な問題が山積しておりますが、一地域社会において進行する高齢化の現況を取り上げ、これからの高齢化時代の急速な進展に種々の状況を想定し、課題として取り組んでいかなければならないと考えております。就労と福祉を一本化し、老人の年金等の所得以外にも、多少なりの収入を得、生きがいづくりを進める事業団に対し、市行政面でも協力的な援助をして育成すべきものと考えます。

そこで、具体的に質問をいたします。

第一点は、福生市高齢者事業団五十七年度の事業実績は公共、民間比で公共四八・三%、民間五一・七%の割合で委託されております。現在、福生市としては事業団に市民会館、福社会館等の管理を委託しておりますが、そのほかどこを事業団に委託しておるかを、その委託先をお尋ねします。

そして、今後、市当局は、事業団に対しどのように理解し、今後の援助と育成をどのように考えておるかお聞きしたいと思います。

第二点は、予算面についてでございます。

高齢者の多くの方々の面倒を見ている職員は四名であります。定員は五名ですが、現在四名でございます。非常に多忙で、特に、毎月の賃金の支払い準備等、日常管理面においても多忙で、時には夜遅くまで働いております。が、そのわりに給与が市や福祉協議会の職員に比べはなはだしく低いのが現状であります。